

建設工事配置技術者の取扱いについて

平成31年 1月

建設工事に配置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、給水装置工事主任技術者、配管技能者、耐震継手技能者については、下記の取扱いを遵守してください。

1. 共通事項

【1. 共通事項で単に「(配置予定)技術者」と表現するものは、現場代理人及び主任（監理）技術者、給水装置工事主任技術者、耐震継手技能者のことを指します。】

①配置要件について

○3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。

雇用確認は下記により行います。

	雇用の証明となるもの	採用日の確認事項
工事・コンサル共通	健康保険被保険者証	資格取得年月日
	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	被保険者となった年月日
	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	標準報酬決定年月日
	住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書	通知日
工事	監理技術者資格者証（講習終了履歴や備考欄に記載がある場合は裏面の写し）と監理技術者講習修了証	交付年月日
	経営事項審査結果通知書と当該経審申請時の「技術職員名簿」（別紙二）	審査基準日
コンサル	建築士事務所登録証明書	登録年月日
	測量士名簿記載事項証明書	発行日
	技術士登録証明書	登録年月日
	RCCM登録証	登録年月日

※個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）してください。

※在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

※3ヶ月以上の雇用関係は、下記の区分で判定します。

- ・事後審査型の一般競争入札の場合は、開札日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。ただし、当該入札の配置予定技術者が技術職員名簿に未登録の場合は、開札日の

前日までに技術者追加の変更届が受理されていることが必要です。

(市内本店業者の方のみ)

- ・事前審査型の一般競争入札の場合は、入札参加資格確認申請書提出日以前
- ・指名競争入札の場合は、入札執行日以前
- ・随意契約にあっては見積りの提出のあった日以前

※合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして発注者が特に認めた場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

○開札日に他の工事に従事していないこと。

- ・開札日に、手持ち工事がある場合はその技術者での申請はできません。

ただし、入札参加を希望する工事が工場製作期間を伴うものであって、その現場施工開始時期よりも、手持ち工事の工期が早く終了することが書面により明確である場合はこの限りではありません。

- ・工事において、開札日の前日までに工事完成届が受理された場合は、他の工事に従事していないこととします。

○一般競争入札公告で示された技術者要件を満たしていること。

②配置予定技術者の取り扱いと変更について

○落札し、契約締結を行った工事に配置する技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書に記載された者の中からそれぞれ決定し現場配置していただきます。当該申請書に記載以外の技術者を配置することはできません。

○一般競争入札参加資格確認申請書に記載する配置予定技術者（「予備」も含む）は、現場施工時に配置する技術者です。したがって、工場製作期間を伴う工事において、その期間中において現場施工時に配置する者と異なる技術者を配置しようとする場合は、工事請負契約締結時に、工場製作期間と現場施工期間の区分を明記して別途所定の書式により届けていただかなければなりません。ただし、その場合、すでに一般競争入札参加資格確認申請書に記載された技術者と工場製作期間に配置する技術者を交代させることは認められません。

③技術者の変更について

○現場代理人・技術者・技能者選任通知書提出後の技術者等の変更は認めません。

ただし、以下の事例など真にやむを得ない場合に限り例外的に変更を認めます。

- ・死亡

- ・ 病気、けが（診断書等の資料を提出していただきます。）
- ・ 退職

④実務経験者について

- 経験年数により主任技術者となり得る資格者（実務経験者）は、経営事項審査申請書の技術職員名簿に当該業種の実務経験の資格が登録されている者（または監理技術者証で当該業種の実務経験の資格が確認できる者）のみです。

⑤営業所の専任技術者について

- 営業所の専任技術者は、専任を要する予定価格が 3,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）以上の建設工事にかかる主任（監理）技術者を兼ねることができません。
- 予定価格 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事にあつては、①当該営業所で契約した建設工事、②当該営業所が職務を適正に施工できる程度に近接した工事現場で③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合に、専任を要しない主任技術者になることができます。
- 営業所の専任技術者であっても、予定価格 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事にあつては、1 件に限って工事請負契約書第 10 条に規定する現場代理人を兼ねることができます。

⑥監理技術者について

- 監理技術者を登録する場合は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」のそれぞれ写しの提出が必要です。ただし、平成 28 年 6 月 1 日より「監理技術者講習修了証」が「監理技術者資格者証」（裏面）に統合されたことから、統合後の「監理技術者資格者証」をお持ちの方は資格者証の表・裏面の写しの提出をお願いします。

⑦複数申請の取扱いについて

- 同一の配置予定技術者で複数の一般競争入札に参加する場合、先に落札したものを優先するものとし、それ以降の開札は参加資格失効による失格扱いとします。

2. 現場代理人について

- 本市においては、現場代理人に主任技術者と同等の資格を求めています。
- 四日市市工事請負契約書第 10 条第 2 項の規定に基づき、「工事現場に常駐する」ことが求められています。

○ただし、常駐が求められない工事の単価契約や除草等の業務委託については、現場代理人を兼ねることができます。

○現場代理人の設置期間は契約工期としますが、工場製作期間を伴う工事にあつて、その期間において現場施工が不稼働であることが明確な場合は、その期間中に限り工事現場への常駐は求めません。

○現場施工時と工場製作期間については、それぞれ別々の現場代理人を配置することも可能です。

3. 主任技術者又は監理技術者について

○主任（監理）技術者は「建設業法に定める配置」を遵守してください。

・建設業法に定める配置とは

請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上の建設工事にかかる主任（監理）技術者は現場ごとに専任で置くこと。

○現場施工時と工場製作期間については、それぞれ別々の主任（監理）技術者を配置することも可能です。

4. 給水工事主任技術者について

○配水管から分岐し、給水装置工事を施工する場合は、水道法施行規則第36条に基づき、給水装置工事主任技術者及び技能者を適正に配置し、その旨を監督職員に届け出る必要があります。届出は契約締結時に「給水装置工事主任技術者選任（変更）通知書」を工事担当課及び上下水道局総務課に提出をお願いします。

○入札参加条件として給水装置工事主任技術者の配置を求める場合、同資格を本市技術職員名簿への登録がない方を配置予定技術者として申請したときは失格となりますので、ご注意ください。

○他の工事において給水装置工事主任技術者として配置されている技術者を常駐等の配置予定技術者として、入札参加することはできません。ただし、開札日前日までに給水装置工事主任技術者等変更通知書または工事完成届が受理されている場合、他の工事に従事していないと判断します。

5. 配管技能者

○配水管から分岐し、給水装置工事を施工する場合は、水道法施行規則第36条に基づき、

配管技能者を適正に配置し、その旨を監督職員に届け出る必要があります。届出は契約締結時に「配管技能者選任（変更）通知書」を工事担当課及び上下水道局総務課に提出をお願いします。

○配管技能者とは、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく 2 級配管技能士以上の資格を有するもの、公益財団法人給水工事技術振興財団により、給水装置工事配管技能者講習会の修了証書を授与された者、又は職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程を修了した者とする。

○他の工事において配管技能者として配置されている技術者を常駐等の配置予定技術者として、入札参加することはできません。ただし、開札日前日までに配管技能者選任（変更）通知書または工事完成届が受理されている場合、他の工事に従事していないと判断します。

6. 耐震継手技能者

○耐震管布設工事の施工にあたっては技能者として、公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録された者の配置を求めます（大口径管の場合は「大口径」で登録された者の配置を求めます）。

○入札参加条件として耐震継手技能者の配置を求める場合、同資格の登録がない方を配置予定技術者として申請したときは、下記の書類が必要となります。必要書類が入札書に同封されていないときは、申請書不備により失格となりますので、ご注意ください。

配置予定技術者の登録	入札書に同封する書類
1. 耐震継手技能者として上下水道局配水管技術者名簿に登録がある場合	不要
2. 他の資格で本市技術者名簿に登録がある場合	耐震継手技能者であることを証する書類
3. 他の資格を含めて本市技術者名簿に登録自体がない場合	①耐震継手技能者であることを証する書類 ②3ヶ月以上の直接的な雇用関係が証明できる書類

○他の工事において耐震継手技能者として配置されている技術者を常駐等の配置予定技術者として、入札参加することはできません。ただし、開札日前日までに配管技能者選任（変更）通知書または工事完成届が受理されている場合、他の工事に従事していないと判断します。

○上下水道局 配水管技能者名簿へ登録を行うときは、以下の申請書類が必要です。

- ・耐震継手技能者届出書
- ・配水管技能者登録証の写
- ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要）

○配水管技能者資格の有効期限は5年です。技能者資格を更新したときは、速やかに上下水道局総務課へ耐震継手技能者届出書を提出して更新の手続きをおこなってください。